

山陽小野田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る建築物エネルギー消費性能適合判定及び届出に関する要綱

令和3年3月31日制定

(目的)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第12条第1項及び第2項並びに法第13条第2項及び第3項に定める建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適判」という。）並びに法第19条第1項に定める計画の届出及び法第20条第2項に定める計画の通知等に係る事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 申請者 省エネ適判を受けようとする者をいう。
- (2) 計画書等 法第12条第1項に定める建築物エネルギー消費性能確保計画書及び法第13条第2項に定める建築物エネルギー消費性能確保計画通知書をいう。
- (3) 変更計画書等 法第12条第2項に定める変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画書及び法第13条第3項に定める変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画通知書をいう。
- (4) 省エネ適判機関等 法第15条第1項に定める登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は山陽小野田市をいう。
- (5) 工場等の用に供する部分 建築基準法（昭和25年法律第201号）上の用途が工場、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用に供する部分とする。
- (6) 省エネ基準 法第2条第3号に定める建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- (7) 建築主事 建築基準法第97条の2第1項の規定により市長に任命された山陽小野田市建築主事をいう。

(8) 届出等 法第19条第1項に定める計画の届出又は法第20条第2項に定める計画の通知をいう。

(9) 届出書等 法第19条第1項に定める計画の届出書又は法第20条第2項に定める計画の通知書をいう。

(10) 適合書 届出等に関する省エネ基準に適合していると認められる書面で、別表に定める適合書の欄のいずれかの書類をいう。

(申請書等の提出)

第3条 計画書等又は変更計画書等（以下「申請書等」という。）は、省エネ適判機関等に提出するものとする。次項以降は山陽小野田市に提出する場合について定める。

2 申請書等は、市長に提出するものとする。

3 申請書等の提出部数は、正本1部、副本1部とする。

4 申請書等の様式、添付図書、記載事項等は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「規則」という。）による。

5 申請者は前項で定める書類の内、エネルギー消費性能適合性評価に用いた計算書の電子データ（計算に用いた各入力シート及びWebプログラム入力情報）を磁気ディスク等（磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。）に記録し提出するものとする。

(申請書等の受理・審査)

第4条 市長は、申請書等を受理した場合及び省エネ適判の結果を交付した場合は、台帳に必要な事項を記入するものとする。

2 市長は、申請書等の内容が省エネ基準に適合すると認められる場合には、適合判定通知書を発行し、押印した申請書等の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。

3 市長は、申請書等の内容が省エネ基準に適合しないと認められる場合には、適合しない旨の通知書に申請書等の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。

4 市長は、申請書等を受理してから14日以内に第2項又は前項の通知書を

交付できない合理的な理由がある場合は、期間を延長する旨の通知書を申請者に交付する。

5 市長は、省エネ基準に適合するかどうか決定できない正当な理由がある場合は、適合するかどうかを決定することができない旨の通知書を申請者に交付する。

6 市長は、申請書等を受理してから第2項又は第3項の通知書を交付するまでの間に、申請者から取り下げの申出があった場合には、省エネ適判申請等に係る取下げ届（様式第1号）を提出させ、申請書類一式を申請者に返却するものとする。

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関の取扱い）

第5条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第15条第3項に係る複合建築物の省エネ適判に関する申請書等が提出された場合は、規則第1条第4項に定める書類及び図書を遅延なく市長に送付するものとする。

（適合判定通知後の手続）

第6条 第4条第2項の適合判定通知書の交付を受けた者又は規則第6条第1号から第3号までのみなし規定によるいずれかの書類の交付を受けた者（以下「適合建築主」という。）は、法第12条第6項及び法第13条第7項の規定により、建築主事又は指定確認検査機関に規則第6条で定める書類（以下「適合判定通知書等」という。）を提出するものとする。

（軽微変更該当証明申請書の提出）

第7条 適合建築主は、規則第3条で定める軽微な変更のうち、建築物のエネルギー消費性能に係る計算により省エネ基準に適合することが明らかな変更（建築物エネルギー消費性能確保計画の根本的な変更を除く。以下「再計算による軽微変更」という。）に該当していることを証する書面（以下「軽微変更該当証明書」という。）の交付を当初の省エネ適判を申請した省エネ適判機関等に求めることができる。次項以降は山陽小野田市に交付を求める場合について定める。

2 軽微変更該当証明申請書（様式第2号）は、市長に提出するものとする。

3 軽微変更該当証明申請書の提出部数は、正本1部、副本1部とする。

4 軽微変更該当証明申請書には第3条第4項に定めるもののうち、変更計画

書等に必要な添付図書及び同条第5項に定める磁気ディスク等を添えて提出するものとする。

(軽微変更該当証明申請書の受付・審査)

第8条 市長は、軽微変更該当証明申請書を受理した場合及び当該申請結果を交付した場合は、台帳に必要な事項を記入するものとする。

2 市長は、軽微変更該当証明申請書の内容が再計算による軽微変更該当すると認められる場合には、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定による軽微変更該当証明書(様式第3号)を発行し、押印した軽微変更該当証明申請書の副本及びその他添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。

3 市長は、軽微変更該当証明申請書の内容が再計算による軽微変更該当しないと認められる場合には、軽微変更該当しない旨の通知書(様式第4号)に軽微変更該当証明申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。

4 市長は、軽微変更該当証明申請書を受理してから第2項又は前項の書面を交付するまでの間に、申請者から取り下げの申出があった場合には、軽微変更該当証明申請に係る取下げ届(様式第5号)を提出させ、申請書類一式を申請者に返却するものとする。

(完了検査の申請)

第9条 適合建築主は、省エネ適判に係る建築物の建築基準法に基づく完了検査を受けようとするとき、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)に定める図書及び書類に、省エネ基準工事監理報告書(様式第6号)を添えて、建築主事に提出するものとする。

2 適合建築主は、規則第3条に定める軽微な変更該当する変更を行った場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書(様式第7号)及び説明図書を前項の書類に併せて提出するものとする。

3 適合建築主は、第7条に係る再計算による軽微変更を行った場合は、前項の軽微な変更説明書に前条第2項で交付される軽微変更該当証明書の写し及び軽微変更該当証明書の副本の写し及び添付図書(以下「軽微変更該当証明書等」という。)を添付するものとする。

(届出書等の事務処理)

第10条 届出書等は、市長に提出するものとする。

2 届出書等の提出部数は、正本1部、副本1部とする。

3 届出書等の添付図書、記載事項等は、規則による。なお、規則第12条第1項に定める添付図書のうち、所管行政庁が必要と認める図書は、付近見取図、配置図及び適合書の交付を受けた場合は、適合書とする。ただし、適合書を添付する場合には、規則第12条第3項の規定により、届出に係る添付図書のうち計算書等の添付は要しないものとする。

4 法第25条第2項及び第35条第9項並びに都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第10条第10項及び第54条第9項の規定により建築物全体について認定を受けたときは、届出等は不要とする。

(文書の保管期間)

第11条 本要綱で取り扱う書類の保存期間は次のとおりとする。

(1) 第3条第3項に規定する申請書等の正本及び添付図書 建築確認申請書
と同じ期間

(2) 第4条第1項に規定する台帳 永年

(3) 第7条第3項に規定する軽微変更該当証明申請書の正本及び添付図書
建築確認申請書と同じ期間

(4) 第9条の規定による完了検査の申請書及び添付図書 建築確認申請書と
同じ期間

(5) 第10条第2項に規定する届出書等の正本及び添付図書 5年

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別 表（適合書）

対象建築物	適合書
一戸建ての住宅、共同住宅	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する住宅性能評価書又は型式住宅部分等製造者認定書（戸建て住宅に係るものであって、日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級が等級4であり、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級4又は5であるものに限る。）の写し。
全ての建築物	（一社）住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書（建築物全体を評価しているものであって、一次エネルギー消費量基準に適合しているものに限る。また、住宅にあっては、これに加えて、外皮基準に適合（共同住宅にあっては、各住戸が外皮基準に適合）しているものに限る。）の写し。（いわゆる BELS 評価書）